

○国家公安委員会規則第十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二十八号）の施行に伴い、猟銃安全指導委員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年八月二十一日

国家公安委員会委員長 坂井 学

猟銃安全指導委員規則の一部を改正する規則

猟銃安全指導委員規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(活動内容)</p> <p>第四条 法第二十八条の二第二項第四号の国家公安委員会規則で定める活動は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）<u>第二条第十項</u>に規定する狩猟期間内において、同法第十一条第一項に規定する狩猟可能区域内の巡回を行う活動</p> <p>〔二・三 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(活動内容)</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）<u>第二条第九項</u>に規定する狩猟期間内において、同法第十一条第一項に規定する狩猟可能区域内の巡回を行う活動</p> <p>〔二・三 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

この規則は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。